

みやき町監査委員告示2号

地方自治法第199条第6項の規定による町長からの要求に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和5年 2月28日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



町長の要求に基づく監査結果報告書

別紙のとおり

(別紙)

町長の要求に基づく監査結果報告書

第1 監査の概要

1 町長の監査要求事項

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第6項の規定に基づき、町長から令和4年4月22日付、み情第83号により監査要求があった事項は次の3項目である。

- (1) 平成29年度及び平成30年度のふるさと納税返礼品及び返礼品納入業者選定等に係る事務執行の適否について
- (2) 令和2年度一般会計における加湿器・空気清浄機購入に係る事務執行の適否について
- (3) 元副町長が平成30年2月から令和2年4月までみやき町に物品を納入する法人の代表取締役役に就任していたことの適否について

2 監査の処理方針

この監査は前述第6項による監査委員への義務規定に基づくものなので応じるものであるが、3項目とも5年から2年前の事項であり、その間組織変更及び人事異動等もあっている。又、自治体の監査は組織論的には内部統制機能の一機関に過ぎず、前町長等の退職者を含め外部の人・法人には事情聴取や資料提出を依頼することはできるがなんら強制力はない。仮に協力してくれた人・法人がいたとしてもその人の言が真実か否かの確認をする的確な術もない。

従って、本監査は法令や国の関連文書及び町議会議事録並びに担当課等の決裁文書等の調査分析を主たる手法として、要求事項に関する事務処理等が町例規を含む法令等に適合していたか否かの判断を主たる狙いとして行うこととした。

3 監査の実施期日と調査等対象

本監査は令和4年4月22日に受理した後、6月末日までの間に実施した。監査は総務部情報未来課（旧秘書公室）、総務部総務課及び教育委員会学校教育課の関係文書等を主な対象とした

第2 監査の結果

令和4年4月22日に監査要求書を受理後、提出された決裁文書や関連資料の調査分析及び不明な点についての聞き取り調査等の結果、監査要求された3項目については以下のとおりと判断した。

(1) 平成29年度及び30年度のふるさと納税返礼品及び返礼品納入業者選定等にかかる事務執行の適否について

この事項は平成20年度における国の地方税法の一部改正により始まったふるさと納税制度に関連するものである。この制度では国が想定していなかったと思われる返礼品提供等による寄付の獲得競争が平成20年代半ば以降、多くの自治体間で過熱化した。そこで令和元年6月の地方税法改正により、法第245条の4の所謂、技術的助言による国の通知の要諦が正式に法制化され、過剰な返礼品提供が一定収束した経緯がある。

平成29及び30年度はその直前の時期であり、本町も含め多くの市町村が返礼品提供に関し、インターネット等のサイトを利用して盛んにPRに努め、寄付の獲得に邁進した。

そのような状況の中での国側の対応であるが、各自治体間での寄付金獲得競争の過熱化に対し、平成29年4月付の総務大臣名で、「ふるさと納税にかかる返礼品の送付等について」の通知を出し、返礼品を3割以下の返礼割合のものにすることや金銭類似性の高いものを除外することなど、又、平成30年には返礼品は地場産品が適切等との要請を「技術的な助言」として行った。

一方、本町は前町長の指示のもと、かかる国の要請等に必ずしも囚われることなく寄付金獲得を続け、その結果、平成30年11月からの4か月間に50億円を上回る寄付金を集めたとして、令和元年度から始ま

った国のふるさと納税にかかる指定制度において、他の3市町と共に1年4か月にわたり指定除外された。

以上のような経過があるが、本町が平成30年までの間、国の要請を必ずしも遵守しなかったことは、国の平成29及び30年度の通知は地方税法にかかる定めを設ける委任規定がこの時点では謳われてなかったため、法的に強制力のあるものではなく、単に技術的助言に過ぎなかった点にも拠ると思われる。法第245条の2（関与の法定主義）により令和元年の関係法令の改正前までは、本町にはふるさと納税制度に関する違法行為はなかったと言える。

なお、本町と同時に国から不指定処分を受けた大阪府泉佐野市は取り消し請求訴訟を起こし、上述の理由等により令和2年6月の最高裁判決で勝訴している。

さて、監査要求にかかる「平成29年度及び平成30年度のふるさと納税返礼品及び返礼品納入業者選定等にかかる事務執行の適否について」である。

そもそも返礼品提供そのものが、前述のとおりこの時点では国の技術的助言はあったものの関係法令に特段規定があるものではなく、各自治体における任意の裁量行為だった。又、この時点ではこのことに関する町の規定も特になかったので、返礼品提供を希望する業者が返礼品関係の情報を町に伝え、町はそれに返礼率等を勘案した返礼品情報をサイトに搭載する。それを見た寄付者の選択した情報が町に送られ、提供数量等に応じた代金が当該業者に後日支払われる仕組みで運用されていた。本町では平成29年以前からふるさと納税にかかる事務量増大に対応するため、関連業務の一部を町長が理事長を務める社団法人に業務委託するとともに、システムを活用して概ね適切に処理されていた。また、当時の関連書類の残余のもので判断する限り、文書決裁等もほぼ適切にされていたものと思われる。但し、関係法令が一定整備され、過度な寄付金獲得競争が収束した今日の視点から言えば、返礼品取扱業者選定等に関する要綱や返礼率決定基準等を制定して、より公正・公平に行うべきであったと言える。

(2) 令和2年度一般会計における加湿器・空気清浄機購入にかかる事務執行の適否について

この事項は、令和2年世界的に流行しだした新型コロナウイルス感染予防のため、国が全国の自治体へ交付した「感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として、年度当初から開始された関係機器購入の契約事務に関することである。

我が国でもこの年の初頭から感染者とそれによる死者が多数出始め、パンデミックと恐れられた頃である。その予防徹底のため緊急に始まった事業の一環である。本町では上記交付金を財源として加湿器延べ351台（1社より724万円余）及び空気清浄機延べ479台（2社より843万円余）の購入を随意契約で行い、適切に納品されている。この随意契約による行為は原則的には違法となるが、本事案時は感染予防対策に寸暇を惜しむときであり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当すると解されるので適法である。又、購入にあたっては機器類の性能や製造会社との代理店契約など判断に必要な事項を記載した文書で適正に決裁が取られており、特に不適切な点は見当たらなかった。

(3) 元副町長が、平成30年2月から令和2年4月まで、みやき町に物品を納入する法人の代表取締役就任していたことの適否について

平成30年2月時点での本町副町長 原野茂氏は平成24年4月から副町長として在職していたが、平成30年2月15日に同日付で発足した「株式会社みねCC」の代表取締役就任した。法務局の登記簿によれば、当社の設立目的として9項目掲げられており、食料品の製造加工販売業、電化製品販売、日用品等の輸出入業、インターネット等を利用した通信販売業、物品販売にかかる仲介コンサルティング、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業並びにまちづくりに関する事業等である。

さて、問題の所在は当時の副町長が法第166条（副知事及び副市町村長の兼職・兼業禁止及び事務引継）第2項及び準用される法第142条（長の兼業禁止）の規定に該当するか否かである。

この規定では「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及び支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と謳われている。

まず、同条の括弧書きにある例外規定である。当該規定中の「政令で定めるもの」について、施行令第122条には「当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。」と規定されているが、町が株式会社みねCCに出資した事跡は見当たらなかった。

次に、本文中の「主として同一の行為をする法人」に該当するか否かである。「主として同一の行為をする法人」とは、「当該普通地方公共団体に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適性を損なうおそれが累計的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人の意である（最高裁昭和62年10月20日判例）」とされており、また、行政事例(昭和32年5月11日)において、具体的には個々の事実によって判断されるとの前置きがあるが、普通地方公共団体等に対する請負額が50%以上を占める場合は明らかに法に該当するものと解されるとしている。

平成30年度において、本町は当社に対し、ふるさと納税制度での返礼品に対する対価として4億円強を報償費で支出しており、会社設立初期での商行為額としては多額であるので、本規定に該当していた可能性はある。しかし、これを確認するためには当該会社の関係時点の財務書類を精査し、本町との取引額の会社売上総額に占める割合を調べ「主として同一の行為をする法人」であったかどうか判断する必要があるが、当社の関係時点の財務書類は旧秘書公室が一昨年、当社に対し提出を要求したものの提出されておらず、また、民間会社である当社に対する調査は、監査委員の権能では限界がある。

従って、適法性については断言できないが、「元副町長が、町に物品を納入する法人の代表取締役に就任していたことの適否」ということであれば、当社がふるさと納税制度での返礼品取扱業者であり、町と多額の商行為（請負）を継続的に行っていたことは事実であることから、法の趣旨を鑑みると、当時の副町長が町による半分以上の出資が行われないうまま、当該法人の代表取締役に就任していたことは不適當であったと言える。

以上が町長の監査要求にかかる監査結果であります。

※なお、上記監査結果について、代表監査委員及び議員選出監査委員兩名で合議をおこなったが、合意に至らなかった部分があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第13号及びみやき町監査基準(令和2年監委訓令第1号)第16条第2項の規定により下記のとおり報告する。

記

武田議員選出監査委員の監査意見

1 町長の監査要求中「1. 平成29年度及び平成30年度のふるさと納税返礼品及び返礼品納入業者選定等にかかる事務執行の適否について」である。各自治体における任意の裁量行為ではあるものの、平成29年4月付の総務大臣通知で、返礼品を3割以下の返礼割合のものにすることや金銭類似性の高いものを除外することなどの要請が数回にわたりあっているにもかかわらず、ギフト券、旅行券やiPadなどの家電製品の換金性の高い返礼品を高い返礼率で行うことについての決定を当時の町長が行っていたことは、制度の趣旨等から外れた極めて不適切な取り扱いである。又、地域商社と称し、実店舗を持たず、常時従業員もいない町内の事務所の一室や民家等に住所を置き、ふるさと納税返礼品の取り扱いのみで多額の取引を行っていた業者については、元副町長や元町長の親族等が役員に就任していたことから、疑惑を持たれることとなっている。本来地方自治体の首長として高い公正性、公平性、道徳的規範を備えておくべき町長がそのような極めて不適切な取り扱いを主導することは厳に慎むべきであった。返礼品や取扱業者の選定に関し、客観的な選定基準等は現在定めてあるようであるが、随時見直しを行い、再発防止に努めていくべきである。

以上のことを本報告書に記載すべきである。

以上